

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月31日

【事業年度】 第22期(自平成27年6月1日至平成28年5月31日)

【会社名】 株式会社ケイブ

【英訳名】 CAVE Interactive CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高野 健一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 菊地 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 菊地 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月	平成28年 5 月
売上高 (千円)	2,694,581	2,286,541	1,941,805	1,664,908	2,344,940
経常利益又は経常損失 (千円)	146,432	191,112	208,245	485,938	103,716
当期純利益又は当期純損失 (千円)	274,185	272,401	233,818	728,658	95,353
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	632				
資本金 (千円)	874,251	874,251	896,279	1,082,384	1,093,401
発行済株式総数 (株)	22,215	22,215	2,256,100	2,462,600	2,472,600
純資産額 (千円)	1,331,816	1,055,647	864,537	500,581	619,398
総資産額 (千円)	1,781,677	1,584,294	1,265,457	983,492	1,071,214
1株当たり純資産額 (円)	593.40	480.98	387.57	206.88	254.43
1株当たり配当額 (円)					
(内 1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	127.69	125.27	107.15	306.06	39.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					39.41
自己資本比率 (%)	74.0	66.0	67.7	50.8	57.6
自己資本利益率 (%)		23.0	24.6	107.5	17.1
株価収益率 (倍)					52.5
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,617	27,012	103,991	402,018	250,483
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	248,955	201,074	74,965	318,921	197,176
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	139,397	178,626	104,801	449,857	9,088
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	884,856	835,396	551,637	280,555	342,950
従業員数 (外、平均臨時雇用人員数) (名)	152 (6)	142 ( )	128 ( )	139 ( )	130 ( )

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期、第20期、第21期、第22期の持分法を適用した場合の投資損失については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

3 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。なお、第18期、第19期、第20期、第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第18期、第19期、第20期、第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数は就業人員であり、欄の( )書きは外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

- 6 平成25年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## 2 【沿革】

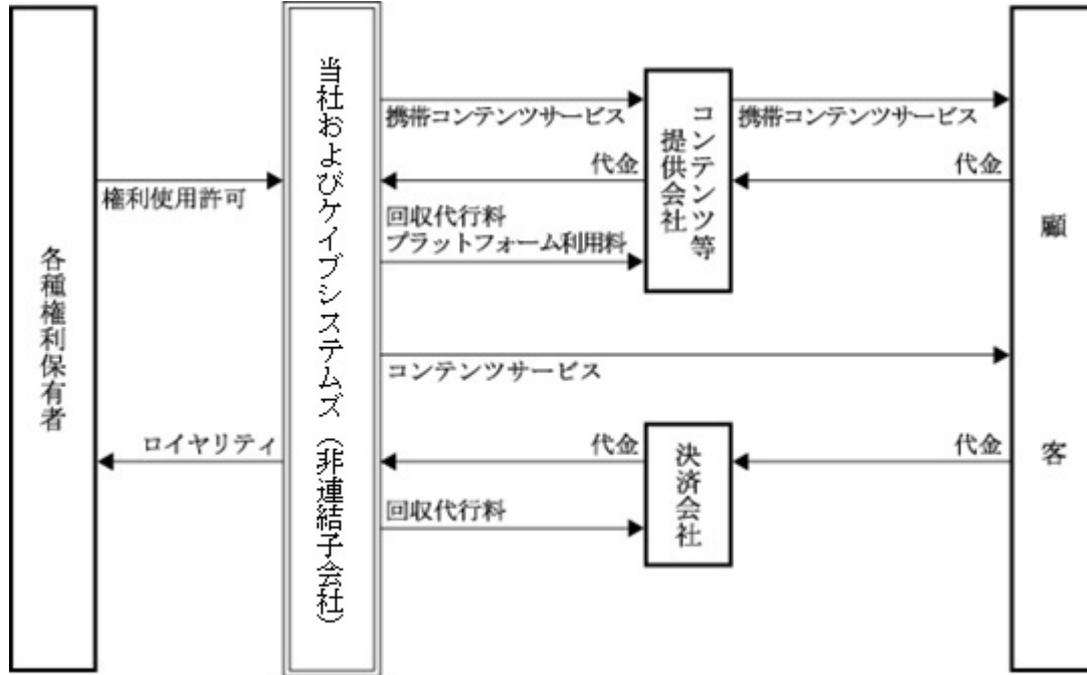
年月	事項
平成6年6月	ゲームソフトの受託開発を主たる事業として、東京都新宿区市ヶ谷左内町27番地に株式会社ケイブを資本金1,500万円で設立
平成7年6月	本社を東京都新宿区笹塚町13番地に移転
平成11年2月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社が「iモードサービス」を開始 「ステラ占いランド」(現「愛ナビ恋天使」)を「iモード」向けへ配信開始し、インフォメーションプロバイダー事業を開始
平成12年4月	有限会社浅野八郎事務所と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成13年2月	本社を東京都新宿区神楽坂一丁目1番地に移転
平成13年4月	米ハーフノート社と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成13年9月	財団法人新星東京フィルハーモニー交響楽団と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての情報提供契約を締結
平成13年9月	ケイディーディーアイ株式会社「EZweb」向け、ジェイフォン東日本株式会社「J-sky」向けへそれぞれコンテンツ配信を開始
平成14年4月	業務用シューティングゲーム「怒首領蜂大往生」を発売
平成14年9月	ゲームコンテンツ「ゲーセン横丁」を「iモード」向け配信開始
平成14年9月	米ニューヨーク近代美術館と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成16年12月	大阪証券取引所ヘラクレス(現大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
平成17年6月	クレイズカンパニー株式会社の全株式を取得
平成17年7月	株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメントを設立
平成18年2月	ミニ四駆ネットワークス株式会社を設立
平成19年2月	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社と資本および業務提携
平成19年4月	オンラインゲーム「女神転生IMAGINE」正式サービス開始
平成19年5月	株式会社マルハンとデジタルメディア事業について業務提携
平成19年6月	タボット株式会社を設立
平成20年6月	ビーズマニア株式会社の全事業について事業を譲受
平成22年1月	(株)ディー・エヌ・エーが運営するケータイ総合ポータルサイト「モバゲータウン」へソーシャルメディア・アプリの提供開始
平成22年5月	コマース事業の一部譲渡ならびに事業の廃止
平成22年6月	タボット株式会社の全株式を売却
平成23年8月	グリー株式会社と資本および業務提携
平成24年11月	本社を東京都目黒区上目黒二丁目1番1号に移転
平成25年12月	グリー株式会社との業務提携解消
平成27年2月	株式会社ケイブシステムズを設立

- (注) 1 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社は平成12年4月1日付けで株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとなり、さらに平成25年10月1日付けで株式会社NTTドコモに商号変更しております。
- 2 ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付けでジェイフォン株式会社となり、さらに、平成15年10月1日付けでボーダフォン株式会社となり、さらに、平成18年10月1日付けでソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
- 3 「J-sky」は、平成15年10月1日付けで「ボーダフォンライブ！」に名称変更し、さらに、平成18年7月27日付けで、「Yahoo!ケータイ」に名称変更しております。
- 4 ケイディーディーアイ株式会社は、平成14年11月1日付けで登記上の名称をKDDI株式会社に変更しております。
- 5 クレイズカンパニー株式会社は、平成17年7月6日付けで登記上の名称をビーズマニア株式会社に変更しております。
- 6 株式会社ケイブシステムズは、資産、売上高、損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、現時点では重要性がないため、非連結子会社としております。

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は当社および子会社1社で構成され、主にインターネットに接続可能なモバイル端末・PC等のネットワークを介して、一般消費者向けにコンテンツを提供するオンラインエンターテイメント事業を営んでおります。なお、子会社は資産、売上高、損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、現時点では重要性がないため、非連結子会社としております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります



### 4 【関係会社の状況】

当社は、平成27年2月6日に、子会社として株式会社ケイブシステムズを設立いたしました。資産、売上高、損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、現時点では重要性がないため、非連結子会社としております。

### 5 【従業員の状況】

#### (1) 提出会社の状況

平成28年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
130	34.6	4.8	4,587,685

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

#### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、アジアなどの海外経済の減速や、為替変動、金利政策に対し一部に弱さが見られましたが、企業収益の改善、設備投資の回復に伴い、緩やかな回復基調にありました。雇用環境にも改善がみられましたが、消費者物価が緩やかに上昇し、個人消費には足踏みが見られました。先行きについては、海外経済の不確実性の高まりや、熊本地震の経済に与える影響などに留意が必要な状況となっております。

このような環境の中、当社の属するオンラインエンターテインメント業界におきましては、平成27年における国内ゲームアプリ市場規模は、前年比30%増の9,283億円となりました。また平成27年におけるゲーム人口は4,468万人で、そのうちアプリゲームのみをプレイするユーザーは前年より423万人増え1,834万人となり、依然として拡大を続けております（出典：ファミ通ゲーム白書2016）。

当社におきましては、平成28年4月にサービス開始1周年を迎えたスマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～』が業績拡大を牽引し、通期業績を黒字化することができました。また、ゲーム資産の新たな活用方法を開拓すべく、平成27年11月にPCゲームのダウンロード販売プラットフォーム「Steam」に進出し、当事業年度中に2タイトルをリリースしました。さらには、当社の新たな収益モデルとして、広告を活用した完全無料のシューティングゲームアプリ『怒首領蜂一面番長』を平成27年12月にリリースしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,344百万円（前事業年度比40.8%増）、営業利益105百万円（前事業年度は455百万円の営業損失）、経常利益103百万円（前事業年度は485百万円の経常損失）、当期純利益95百万円（前事業年度は728百万円の当期純損失）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における単体ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、342百万円（前事業年度末残高280百万円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、250百万円（前事業年度は402百万円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益98百万円、減価償却費83百万円、未払消費税等の増加額78百万円、その他の資産の減少額97百万円等が収入要因であったものの、貸倒引当金の減少額25百万円、未払金の減少額44百万円、未払費用の減少額40百万円等が支出要因であったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、197百万円（前事業年度は318百万円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出191百万円等があったことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、9百万円（前事業年度は449百万円の収入）となりました。これは、主に短期借入金の純増加額41百万円、株式の発行による収入22百万円等が収入要因であった一方で、長期借入金の返済による支出50百万円等の支出要因があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注状況

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
インタラクティブ事業	2,344,940	40.8
合計	2,344,940	40.8

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)		当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google Inc.	60,223	3.6	706,186	30.1
Apple Inc.	100,376	6.0	649,730	27.7
グリー株式会社	272,593	16.4	232,484	9.9
株式会社ディー・エヌ・エー	285,552	17.2	164,967	7.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

### (1) 継続的な事業創出のための仕組化

当社は当期において、新規タイトルとして『怒首領蜂一面番長』をリリースいたしました。今後も定期的に新規タイトルをリリースできる体制を構築することで、継続的な事業創出のための仕組化を進めてまいります。

### (2) スマートフォン等新たなゲームプラットフォームへの対応推進

今後さらに普及が予想されるスマートフォン及びタブレット端末向けプラットフォームにおいて当社のソーシャルゲーム、オンラインゲーム、コンシューマーゲームで培ったノウハウを融合し、ユーザーにより魅力的なコンテンツの提供を行うことで、事業基盤の充実を図ってまいります。

### (3) システム技術・インフラの強化

当社のモバイルコンテンツ及びオンラインゲームは、インターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及び技術革新への対応が重要な課題であります。そのため、サーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制作りを努めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成28年5月31日現在）において当社が判断したものであります。

##### （1）技術・サービスの陳腐化について

当社事業の中心であります、オンラインエンターテインメントの市場環境においては、従来の携帯電話からスマートフォン・タブレット端末等にシフトしていく環境でもあり、技術の進歩が非常に著しい分野であり、これにより提供されるコンテンツの形態も変化してまいります。また、オンラインゲームにおきましても、ハードウェアやブラウザの進化により、市場に受け入れられるコンテンツの形態が今後変化してくる可能性があります。このような技術の進歩に起因するビジネス環境の変化に当社が適切に対応できない場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

##### （2）システムダウンについて

当社事業においては、PC、モバイル端末（従来型携帯電話・スマートフォン・タブレット端末）などによるインターネット接続に依存しており、自然災害、事故等によりネットワークに支障がでた場合、サービスの停止を招きます。また、アクセス数の急激な増加によるサーバー負荷の増加等一時的な要因により当社又は移動体通信事業者（以下「キャリア」という）のサーバーに支障が発生したり、当社のハードウェア又はソフトウェアの欠陥により情報発信に不都合が生じたり、システムが停止する可能性があります。更に、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等の犯罪、ウィルス等の感染、当社担当者の過誤等により当社や取引先のシステムに支障が生じる可能性があります。当社において合理的と考える対策を講じておりますが、こうした障害が発生した場合、当社に直接弊害が生じるほか当社システムへの信頼低下を招く可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### （3）個人情報の管理について

当社が保管する個人情報については、厳重に社内管理をしており、かつ全役職員へ情報管理の周知徹底を図っているため、当社においてこれまでに判明した個人情報の流出はございません。個人情報が蓄積されているデータベースサーバーは、ID、パスワード等を厳重に管理することにより、同サーバーへアクセス出来る人数を絞りこんでおります。上記のとおり対策は打っているものの、外部からの不正アクセス等により、個人情報が外部に流出する可能性は存在します。個人情報が流出した場合、当社への損害賠償請求、社会的信用の喪失等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

##### （4）法的規制等について

現在、当社が営む事業については、事業活動を直接に規制するような法的規制はありません。しかしながら、将来的にインターネット及びデジタルコンテンツ関連事業者を対象にした法的規制が整備された場合、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。

##### （5）競合について

当社が営む事業の市場環境は、当社と類似のサービスを提供する事業者が多数存在し、また大きな参入障壁もなく新規の参入も相次いでおります。また、当社の事業は特許等により保護されているものではありません。当社事業におけるスマートフォンネイティブゲームでは、主要なアプリマーケットである「App Store」や「Google Play」からサービスを提供しておりますが、すべてのゲームが同じ環境で提供されるため、厳しい競合関係にあり、提供するゲームの人気によって当社の業績は大きく左右されます。ブラウザーゲームおよびPCオンラインゲームにおきましては、携帯キャリア向け公式サイトでの集客ノウハウを活かし、オンラインコミュニティの構築を図ってまいりました。当社ではこれらの強みを生かして今後も事業の強化を図ってまいります。競合の状況如何によっては、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 経営上の重要な契約について

現在の当社事業における経営上の重要な契約は、コンテンツ情報提供に関し著作物等の許諾及び協力に関する業務協力会社の契約等があります。当社は、これらの契約について継続を予定しております。しかしながら、各相手先が、事業戦略の変更等から、これらの契約の継続を全部もしくは一部拒絶した場合、または契約内容の変更等を求めてきた場合、解除その他の理由で本契約を終了させた場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開が影響を受ける可能性があります。当社のコンテンツ事業は著作権元より著作権、著作隣接権等の使用許可を得ているものがあります。著作権元が独自に同様の展開を行った場合、あるいは優良著作権を獲得できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、著作権元との契約において、最低保証料の支払いが義務付けられる場合もあります。

(7) 労務の状況について

当社は、今後の業容拡大に伴い適切な人材の充実が必要であると考えており、中途採用による即戦力となる人材の確保に努めております。また、社員に対するストックオプション制度の導入を行うこと等により、従業員の定着を図っております。しかしながら、今後当社が必要とする人材が適時確保できない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、中核となる社員が退職した場合においても、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 新しいハードウェアの普及について

スマートフォンの普及が急速に進んでおり、あわせて今後はタブレット端末が普及すると見られており、スマートフォン及びタブレット端末上で流通するコンテンツは全世界が対象顧客となることから、その市場規模は大幅に拡大する可能性があります。一方で、日本において、既存の携帯電話から、スマートフォンへの乗り換えにより、課金の仕組やユーザーのモバイルコンテンツの利用動向に変化が生じる可能性があります。当社もスマートフォン向けのコンテンツを積極的に投入し新たな収益機会の獲得に努める方針ですが、想定通りに顧客獲得が進まない場合や課金が思うように進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、人々に「楽しさ」「感動」「夢」を与えるような顧客満足度の高いコンテンツを提供するため、日々技術革新を続ける、スマートフォン・タブレット等のハードへの確実な技術対応をベースに、オリジナルタイトルの創作、新規コンテンツの企画開発のために研究開発に取り組んでおります。

当事業年度における研究開発費の総額は35百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づき実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(資産)

総資産は、前事業年度末に比べて87百万円増加し1,071百万円となりました。これは主に、現金及び預金62百万円の増加、未収入金14百万円の減少等により、流動資産が47百万円増加したことと、ソフトウェア56百万円、長期未収入金127百万円の減少、ソフトウェア仮勘定177百万円の増加、貸倒引当金63百万円戻入れ等により、固定資産が40百万円増加したことによるものであります。

(負債)

負債は、前事業年度末に比べて31百万円減少し451百万円となりました。これは主に、短期借入金41百万円、未払消費税等68百万円等が増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金50百万円、未払金44百万円、未払費用40百万円等が減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べて118百万円増加し619百万円となりました。これは主に、資本金11百万円、資本剰余金11百万円、利益剰余金95百万円の増加等によるものであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フロー)

当事業年度における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べて62百万円増加し、342百万円となりました。営業活動により250百万円の資金を獲得し、投資活動により197百万円の資金を使用しました。財務活動については9百万円の資金を調達しました。

各項目の主な要因については、「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は、平成28年4月にサービス開始1周年を迎えたスマートフォンネイティブゲーム『ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～』が好調に推移し、業績を牽引した結果、当事業年度における売上高は、2,344百万円(前事業年度比40.8%増)となりました。

売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、人件費の抑制など、経営効率の向上を進めた結果減少いたしました。一方で売上高が増加した結果、売上総利益は1,525百万円となり、売上高総利益率は65.1%となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,419百万円となりました。主な内訳は、モバイルオンラインゲームを用いた利用者からの利用料金回収代行に係る手数料638百万円、給与手当160百万円、各ゲームのプロモーション活動等による広告宣伝費270百万円、研究開発費35百万円等によるものであります。

この結果、営業利益は105百万円となりました。

営業外損益及び経常利益

営業外収益は6百万円となりました。これは前受金消却益5百万円等によるものであります。

営業外費用は、9百万円となりました。これは主に、新株予約権発行費5百万円、支払利息2百万円等によるものであります。

この結果、経常利益は103百万円となりました。

特別損益

特別利益は新株予約権戻入益による0百万円、特別損失は減損損失による5百万円等をそれぞれ計上したことによるものであります。

当期純利益

当期純利益は95百万円となり、1株当たりの当期純利益は、39円41銭となりました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は202,298千円であり、主な内訳は工具、器具及び備品4,993千円、事業用のソフトウェア184,374千円等であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

(平成28年5月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	開発設備			5,862	66,817		72,679	96
本社 (東京都目黒区)	総括業務 及び事務 業務 本社機能	33,477	599	5,752	5,270	2,358	47,456	34

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、商標権等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 建物は賃借物件であり、本社事務所の年間賃借料は107,994千円であります。  
 3 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。  
 4 現在休止中の設備はありません。  
 5 当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当事業年度において新たに確定した重要な設備の新設計画

当事業年度において新たに確定した重要な設備の新設計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

当事業年度末において、経常的な設備の更新のための改修を除き、重要な設備の除却、売却等の新たな計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,472,600	2,472,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1、2
計	2,472,600	2,472,600		

- (注) 1 発行済株式数は、すべて完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 単元株式数は100株であります。
- 3 「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成22年3月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	10	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,480	1,480
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,480 資本組入額 740	発行価格 1,480 資本組入額 740
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

5 当社は、平成25年12月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

平成24年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000	90,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800	800
新株予約権の行使期間	自平成24年7月31日 至平成29年7月30日	自平成24年7月31日 至平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 400	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。  
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
    - (a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。
    - (b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。
  - (2) 本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
  - (3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
    - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
    - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
    - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- 5 当社は、平成25年12月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

平成27年7月23日取締役会決議 第18回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	190,000	190,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000(注1)	190,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,200(注2)	1株当たり2,200(注2)
新株予約権の行使期間	自平成27年8月10日 (当日を含む) 至平成29年8月9日 (当日を含む)	自平成27年8月10日 (当日を含む) 至平成29年8月9日 (当日を含む)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	(注3)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は190,000株(本新株予約権1個当たり1株)(以下、「割当株式数」という。)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。当社は平成28年2月10日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,760円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする

平成27年7月23日取締役会決議 第19回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権（ストックオプション）の数(個)	200,000	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000（注1）	200,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,300（注2）	1株当たり3,300（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月10日 （当日を含む） 至 平成29年8月9日 （当日を含む）	自 平成27年8月10日 （当日を含む） 至 平成29年8月9日 （当日を含む）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注3）	（注3）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権1個当たり1株）（以下、「割当株式数」という。）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度（最大で6ヶ月に1回未満）修正される。当社は平成28年2月10日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,760円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする

平成27年7月23日取締役会決議 第20回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	100,000	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注1)	100,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,500(注2)	1株当たり5,500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成27年8月10日 (当日を含む) 至平成29年8月9日 (当日を含む)	自平成27年8月10日 (当日を含む) 至平成29年8月9日 (当日を含む)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)	(注3)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は100,000株(本新株予約権1個当たり1株)(以下、「割当株式数」という。)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- 2 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。当社は平成28年2月10日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、1,760円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成28年3月1日から 平成28年5月31日まで)	第22期 (平成27年6月1日から 平成28年5月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		10,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		10,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		2,200
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		22,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		10,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		10,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		2,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		22,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年8月24日 (注)1	1,178	22,205	88,265	873,792	88,264	817,431
平成23年10月21日 (注)2	10	22,215	459	874,251	459	817,890
平成25年12月1日 (注)3	2,199,285	2,221,500		874,251		817,890
平成25年6月1日～ 平成26年5月31日 (注)4	34,600	2,256,100	22,028	896,279	22,028	839,918
平成26年6月1日～ 平成27年5月31日 (注)5	206,500	2,462,600	186,104	1,082,384	186,104	1,026,022
平成27年6月1日 ～平成28年5月31日 (注)6	10,000	2,472,600	11,017	1,093,401	11,017	1,037,040

(注) 1 第三者割当増資

発行価格 149,855円

資本組入額 74,928円

割当先：グリー株式会社

2 第7回新株予約権(ストックオプション)の権利行使

発行価格 82,248円

資本組入額 41,124円

3 平成25年12月1日付にて、普通株式1株を100株に株式分割しております。

4 平成25年6月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が34,600株、資本金が22,028千円及び資本剰余金が22,028千円増加しております。

5 平成26年6月1日から平成27年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が206,500株、資本金が186,104千円及び資本剰余金が186,104千円増加しております。

6 平成27年6月1日から平成28年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,000株、資本金が11,017千円及び資本剰余金が11,017千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		1	15	35	18		2,086	2,155	
所有株式数（単元）		520	3,733	955	858		18,655	24,721	500
所有株式数の割合（%）		2.11	15.10	3.86	3.47		75.46	100.00	

（注）自己株式47,000株は、「個人その他」に470単元として含めております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
高野 健一	東京都目黒区	436,100	17.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	174,800	7.06
武藤 貴宣	千葉県千葉市美浜区	110,600	4.47
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	105,400	4.26
井上 浩士	東京都世田谷区	52,000	2.10
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	52,000	2.10
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	44,200	1.78
藤田 大将	東京都台東区	30,600	1.23
日野 洋一	東京都目黒区	30,600	1.23
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB） （常任代理人 野村証券株式会社）	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	28,600	1.15
計		1,064,900	43.07

（注）当社は、自己株式47,000株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,425,100	24,251	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500		
発行済株式総数	2,472,600		
総株主の議決権		24,721	

【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ケイブ	東京都目黒区上目黒2丁目 1番1号	47,000		47,000	1.90
計		47,000		47,000	1.90

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成22年3月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。  
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。  
(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。  
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。  
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成24年 7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名、当社顧問等 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は 1株であります。  
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1株未満の端数は切り捨てるものといたします。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち 2分の 1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果 1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (a) 平成25年 5月期乃至平成27年 5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が 7億円以上となった場合。
- (b) 平成25年 5月期乃至平成28年 5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する 2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。
- (2) 本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円(但し、上記 3 に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を上回った場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が 5 営業日連続で行使価額の 50%(但し、上記 3 に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の 100%(但し、上記 3 に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
- (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	47,000		47,000	

## 3 【配当政策】

当社は、配当による利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化を図るために必要な内部留保を確保しながら、安定的かつ継続的な利益配分を実行することを基本方針として、業績や財務状況等を総合的に勘案して決定することとしておりますが、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ではありますが、平成28年5月期につきましては無配とさせて頂きました。次期配当につきましては、引き続き今後の事業拡大に備えて内部留保を確保しつつ、企業業績の向上に努めるとともに、できるだけ早い時期での復配を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

また当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
最高(円)	207,000	190,100	149,000 5,200	3,890	2,933
最低(円)	52,300	55,000	68,000 1,170	1,461	1,149

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年12月1日、1株 100株)による権利落後の株価であります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月	平成28年4月	平成28年5月
最高(円)	2,275	2,500	1,980	1,845	2,300	2,250
最低(円)	1,894	1,404	1,149	1,546	1,710	1,824

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 0 名 ( 役員 の うち 女性 の 比 率 0.00% )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	高野 健一	昭和34年 8月29日	昭和59年10月 株式会社東亜プラン入社 平成 6年 6月 当社設立 代表取締役社長就任 平成14年 2月 当社代表取締役会長就任 平成14年 5月 当社代表取締役社長就任 平成17年 7月 株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメント設立 代表取締役社長就任 平成17年11月 ビーズマニア株式会社取締役就任 平成18年 2月 ミニ四駆ネットワークス株式会社代表取締役副社長就任 平成19年 4月 ビーズマニア株式会社代表取締役社長就任 平成20年 8月 当社CEO就任 平成23年 8月 当社取締役会長就任 平成24年 8月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	436,100
取締役		池田 恒基	昭和43年 5月17日	平成 3年 4月 株式会社東亜プラン入社 平成 6年 6月 当社入社 平成18年 2月 当社執行役員 ゲーム事業部長就任 平成19年 5月 当社執行役員 ゲーム開発部長就任 平成19年 8月 当社取締役就任 平成20年 8月 当社CEO就任 平成23年 8月 当社執行役員 第二コンシューマー部長就任 平成24年 3月 当社執行役員 アプリソリューション部長就任 平成24年 8月 当社取締役 サービス統括部長兼プロデューサー就任 平成26年 3月 当社取締役執行役員 事業推進部副部长就任 平成27年 5月 当社取締役執行役員事業本部副部长就任(現任)	(注) 3	5,000
取締役		小尾 敏仁	昭和35年 6月 4日	昭和59年 3月 株式会社SFCG入社 平成元年 8月 同社企画部長就任 平成 4年 4月 同社取締役就任 平成12年 8月 同社常務取締役経営管理本部長就任 平成15年 8月 同社相談役就任 平成18年 5月 当社顧問就任 平成18年 7月 ビーズマニア株式会社取締役就任 平成18年 8月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役		菊地 徹	昭和44年 8月12日	平成 5年10月 バドワイザー・ジャパン・カンパニー・リミテッド入社 平成11年 7月 株式会社シュテルン東名横浜入社 平成14年 4月 株式会社ネットマイル入社 平成22年 2月 同社取締役ポイント事業部長就任 平成23年 2月 当社入社 平成25年 9月 当社執行役員 経営企画部長就任 平成26年 6月 当社執行役員 経営企画本部長就任 平成26年 8月 当社取締役執行役員 経営企画本部長就任(現任)	(注) 3	
取締役		川口 洋司	昭和29年 5月26日	昭和60年 9月 株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンク株式会社)入社 平成 6年 4月 同社エンタティメント出版局統括編集長就任 平成11年 6月 株式会社コロバ代表取締役就任(現任) 平成17年 4月 デジタルコンテンツ白書編集委員就任(現任) 平成19年 6月 一般社団法人日本オンラインゲーム協会事務局長就任(現任) 平成22年 4月 デジタルハリウッド大学院客員教授就任(現任) 平成23年 4月 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業アドバイザー就任(現任) 平成25年 8月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		清水和海	昭和17年5月10日	昭和42年4月 株式会社埼玉銀行入行 平成15年6月 当社入社 平成15年8月 当社常勤監査役就任(現任) 平成17年7月 ビーズマニア株式会社監査役就任 平成17年7月 株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメント監査役就任 平成18年2月 ミニ四駆ネットワークス株式会社監査役就任	(注)4	2,000
監査役 (非常勤)		蒲俊郎	昭和35年9月10日	平成5年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 元木・上野法律会計事務所入所 平成10年9月 桐蔭横浜大学法学部 非常勤講師就任 平成15年6月 城山タワー法律事務所設立 代表弁護士就任(現任) 平成15年9月 桐蔭横浜大学法学部 客員教授就任 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授就任(現任) 平成18年3月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外監査役就任(現任) 平成19年8月 当社社外監査役就任(現任) 平成22年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長就任(現任) 平成25年6月 株式会社ティーガイア社外監査役就任(現任) 平成26年6月 学校法人桐蔭学園理事就任(現任) 平成27年3月 株式会社ピアラ監査役就任(現任) 平成27年7月 一般財団法人東京都営交通協力会理事就任(現任)	(注)5	2,000
監査役 (非常勤)		佐藤桂	昭和39年3月4日	昭和61年10月 青山監査法人入社 平成2年3月 公認会計士登録 平成9年6月 ソフトバンク株式会社常勤監査役就任 平成12年7月 ソフトバンク・イーコマース株式会社(現ソフトバンクB B株式会社)執行役員財務経理統括就任 平成12年12月 同社取締役財務経理統括就任 平成14年8月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役就任 平成15年1月 ソフトバンクB B株式会社管理本部本部長就任 平成16年4月 同社管理部門統括 関連事業総轄部長就任 平成19年5月 佐藤桂事務所代表就任(現任) 平成19年6月 株式会社ベクター社外取締役就任(現任) 平成20年6月 株式会社カービュー社外監査役就任 平成24年8月 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	
計						445,100

- (注) 1 取締役川口洋司氏は、社外取締役であります。  
2 監査役蒲俊郎氏および監査役佐藤桂氏は、社外監査役であります。  
3 平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 平成27年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### )コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の構造変化が急速に進展する中で、戦略的且つスピーディな経営を実現し、競争力を維持・強化するために、迅速な経営の意思決定機能と業務執行体制を築くとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの拡充、タイムリー且つ正確な情報開示の推進、リスクマネジメントの強化等により、経営の健全性・透明性を確保することであります。

事業活動を通じて継続的に企業価値を向上し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営の最重要課題と考えております。

#### )企業統治の体制

##### 企業統治の体制と採用理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会につきましては、3名で構成されております。このうち、社外監査役は2名であり、公正・客観的な立場から取締役の業務執行状況の監査を行っております。

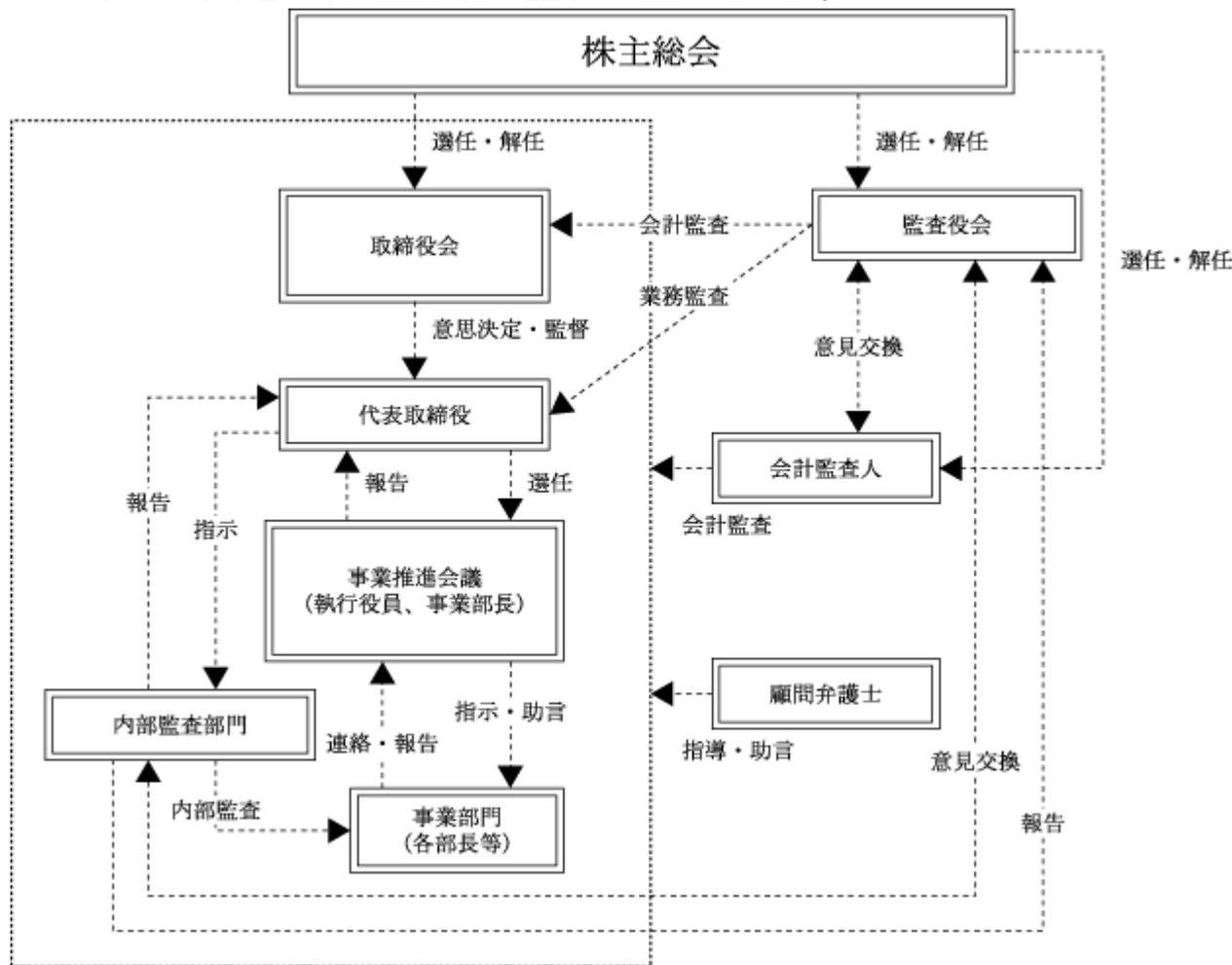
取締役会につきましては、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に講じております。

また、事業運営の管理・実績報告の場として、取締役、監査役参加のもと「事業推進会議」を毎週開催し、決定した経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、取締役、部長、マネージャー参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図っております。これらの有機的な連動により最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。また、法的な問題につきましては、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

以上の経営執行の体制に、監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

会社の機関の内容及び内部統制の関係の略図は以下の通りであります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、各部門の業務執行、コンプライアンスの監視、リスクチェック等、総合的に内部統制全般の更なるシステム強化に取り組んでおります。

- (a)当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ア)当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、当社及び子会社（以下、「当社及び子会社」または「全社」という）の取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。
  - (イ)当社取締役会は、全社のコンプライアンス体制を決定し、当社経営企画本部において当該体制の整備およびその維持、向上を図ります。
  - (ウ)当社内部監査部門は、全社のコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。
  - (エ)市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め全社で毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。
  - (オ)当社の取締役・使用人が、子会社の取締役の過半数を兼務することで、子会社の業務の状況を把握し、当社へ報告すべき事項を報告することにより、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備します。
- (b)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (ア)当社取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令および当社文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。
  - (イ)当社文書管理規程の改廃は当社取締役会の承認を得るものとします。

- (c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 当社取締役会は全社のリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。
  - (イ) 横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営企画本部が実施し、当社各部及び子会社のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を当社取締役会に報告します。
  - (ウ) 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、当社取締役会において直ちに特別対策室を設け、当社取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では当社取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜当社取締役会に報告します。
- (d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社及び子会社は、経営事項を判断・決定する場として、それぞれ取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。
  - (イ) 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社取締役、部長、監査役参加のもと事業推進会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、及び部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社及び子会社では、これらの有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- (ア) 当社経営企画本部を全社の内部統制を統括する部署とし、当社各部門及び子会社と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。
  - (イ) 当社内部監査部門は、全社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社取締役会に報告します。
- (f) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、当社監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）を配置します。監査役スタッフは、他職務を兼務し、または専属的に監査役の職務を補助するものとします。
- (g) 監査役スタッフの当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査役スタッフの人事異動および考課は、取締役と監査役との協議のうえ決定します。
  - (イ) 当社監査役は、監査役スタッフに監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役スタッフはその命令に関して、当社取締役及び内部監査部門の指示を受けないものとします。
- (h) 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役会規程及び内部通報規程に従い、当社監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
  - (イ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けまいよう、当社内部通報規程に基づき通報者の保護を行っております。
- (i) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社取締役と当社監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。
  - (イ) 当社取締役は、当社監査役に対し、監査役の求めに応じて、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環境を整備しております。
  - (ウ) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還を請求したとき、その他費用または債務の処理を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにそれらを処理します。

## 内部監査及び監査役監査の状況

### (内部監査)

内部監査につきましては、内部監査室長1名と内部監査室長補佐1名が担当しており、社内諸規程等に定められた各種ルールの遵守状況を中心に定期的な確認を行っております。

### (監査役監査)

監査役監査につきましては、監査役が原則として毎月開催される取締役会及び重要な会議に出席しており、経営の監査を実施しております。また、監査役会において立案した監査計画により、取締役の業績に対する適法性の監査も実施しております。

### (内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門の関係)

監査役は会計監査人及び内部監査部門と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。また、当社では内部監査部門と内部統制部門は連携しており、監査役及び会計監査人と内部監査部門が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について、把握できるような関係にあります。当社では会計監査人の定期監査を通じて、事前に監査の重点方針等を決め、事後にはその監査結果について意見交換に努めております。

## 社外取締役及び社外監査役

### (ア)社外取締役

当社の社外取締役は1名で、社外取締役川口洋司氏は、当社との間には特別な利害関係はありません。同氏は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会の事務局長を務められており、当社が属する業界の幅広い見識と豊富な経験を活かすことが期待され、当社の社外取締役として選任しております。

### (イ)社外監査役

当社の社外監査役は2名で、当社との間には特別な利害関係はありません。社外監査役は、取締役会に出席し経営の監視を行うとともに、取締役と適宜ディスカッションを行っており、コーポレート・ガバナンスに関する役割を果たしております。

社外監査役2名については、以下の理由により選任しております。

社外監査役蒲 俊郎氏は弁護士としての豊富な知識と知見に基づき、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役佐藤 桂氏は公認会計士としての豊富な知識と知見に基づき、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任しております。

### (ウ)社外役員の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外取締役の選定に際して会社法及び証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、企業経営者としての自覚をもって豊富な経験に基づく、実践的な視点から経営判断のできる人材を選任する方針であります。

### (エ)社外監査役の独立性に関する考え方

社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針はないものの、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして、独立性が保たれていると判断しております。

)役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	54,900	54,900				4
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000				1
社外役員	8,400	8,400				3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定します。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定します。各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定します。

)株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

)会計監査の状況及び監査報酬

当社は、会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結しており、監査が実施されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員の間には、特別な利害関係はありません。また、当事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：阪中 修、唯根 欣三

監査業務に係る補助者

公認会計士 6名、その他 14名

)取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。

)取締役の選任および解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

なお、解任決議については、会社法と異なる別段の定めはしておりません。

)責任限定契約の内容

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元のため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,350		20,850	

(注) 前事業年度の監査証明業務に基づく報酬には当事業年度四半期決算訂正に係るレビュー業務に対する報酬等5,200千円が含まれています。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等を勘案し、会社法第399条第1項の定めのとおり、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年 5月31日)	当事業年度 (平成28年 5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	280,555	342,950
売掛金	28,557	23,423
商品及び製品		4,541
貯蔵品	2,367	2,322
前払費用	17,904	17,354
未収入金	290,715	276,510
その他	255	484
貸倒引当金	705	215
流動資産合計	619,649	667,371
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,635	56,737
減価償却累計額	17,828	23,259
建物（純額）	38,807	33,477
車両運搬具		899
減価償却累計額		299
車両運搬具（純額）		599
工具、器具及び備品	193,333	108,812
減価償却累計額	174,321	97,197
工具、器具及び備品（純額）	19,012	11,614
有形固定資産合計	57,819	45,692
無形固定資産		
商標権	3,032	2,358
ソフトウェア	128,353	72,088
ソフトウェア仮勘定		177,680
その他	630	630
無形固定資産合計	132,016	252,758
投資その他の資産		
関係会社株式	30,000	30,000
敷金	63,971	59,368
差入保証金	1 16,053	1 16,022
長期未収入金	156,517	29,499
貸倒引当金	92,535	29,499
投資その他の資産合計	174,006	105,391
固定資産合計	363,842	403,842
資産合計	983,492	1,071,214

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	200,000	241,666
1年内返済予定の長期借入金	50,380	
未払金	117,389	72,619
未払費用	80,885	39,913
未払法人税等	5,857	9,000
未払消費税等		68,081
前受金	23,038	15,244
預り金	5,359	5,290
流動負債合計	482,910	451,815
負債合計	482,910	451,815
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,082,384	1,093,401
資本剰余金		
資本準備金	1,026,022	1,037,040
資本剰余金	1,026,022	1,037,040
利益剰余金		
利益準備金	870	870
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	1,572,650	1,477,296
利益剰余金	1,561,780	1,466,426
自己株式	46,876	46,876
株主資本合計	499,749	617,138
新株予約権	832	2,260
純資産合計	500,581	619,398
負債純資産合計	983,492	1,071,214

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
売上高	1,664,908	2,344,940
売上原価	1,020,658	819,270
売上総利益	644,249	1,525,669
販売費及び一般管理費		
回収費	376,735	638,895
広告宣伝費及び販売促進費	105,355	270,288
役員報酬	75,200	69,300
給料及び手当	134,325	160,298
研究開発費	<sup>1</sup> 101,474	<sup>1</sup> 35,140
地代家賃	26,191	35,753
支払手数料	27,905	19,557
その他	253,041	190,526
販売費及び一般管理費合計	1,100,230	1,419,759
営業利益又は営業損失( )	455,980	105,910
営業外収益		
受取利息	128	37
受取手数料	126	59
前受金消却益	1,953	5,970
その他	58	913
営業外収益合計	2,267	6,980
営業外費用		
支払利息	2,606	2,112
新株予約権発行費		5,727
不正関連損失	28,554	
その他	1,064	1,334
営業外費用合計	32,225	9,174
経常利益又は経常損失( )	485,938	103,716
特別利益		
新株予約権戻入益	1,692	66
特別利益合計	1,692	66
特別損失		
減損損失	<sup>3</sup> 241,810	5,135
固定資産除却損	<sup>2</sup> 143	<sup>2</sup>
特別損失合計	241,954	5,135
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	726,200	98,647
法人税、住民税及び事業税	2,457	3,294
法人税等調整額		
法人税等合計	2,457	3,294
当期純利益又は当期純損失( )	728,658	95,353

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)		当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	589,443	42.0	518,055	50.5
外注費		368,708	26.3	147,393	14.3
経費		445,106	31.7	360,900	35.2
当期総製造費用		1,403,259	100.0	1,026,350	100.0
期首仕掛品たな卸高					
計		1,403,259		1,026,350	
期末仕掛品たな卸高					
他勘定振替高	2	382,600		212,821	
計		1,020,658		813,528	
期首商品たな卸高					
商品仕入高				10,283	
計		1,020,658		823,812	
期末商品たな卸高				4,541	
売上原価		1,020,658		819,270	

(脚注)

前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)		当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	
1	経費の主な内訳は次の通りであります。 支払ロイヤリティ 119,786千円 支払著作権料 2,525千円 通信費 116,765千円 減価償却費 48,458千円 地代家賃 74,771千円 賃借料 25,557千円 支払手数料 13,103千円 支払保守契約料等 25,535千円	1	経費の主な内訳は次の通りであります。 支払ロイヤリティ 43,962千円 支払著作権料 2,386千円 通信費 90,422千円 減価償却費 70,793千円 地代家賃 75,048千円 賃借料 22,203千円 支払手数料 15,777千円 支払保守契約料等 23,500千円
2	他勘定振替高の内訳は次の通りであります。 研究開発費 107,141千円 ソフトウェア仮勘定 275,458千円	2	他勘定振替高の内訳は次の通りであります。 研究開発費 35,140千円 ソフトウェア仮勘定 177,680千円
3	原価計算の方法 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。	3	原価計算の方法 同左

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金							利益剰余金合計
当期首残高	896,279	839,918	839,918	870	10,000	843,992	833,122	46,876	856,198	8	8	8,347	864,537
当期変動額													
新株の発行（新株予約権の行使）	186,104	186,104	186,104						372,209				372,209
当期純損失（ ）						728,658	728,658		728,658				728,658
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										8	8	7,515	7,507
当期変動額合計	186,104	186,104	186,104			728,658	728,658		356,449	8	8	7,515	363,956
当期末残高	1,082,384	1,026,022	1,026,022	870	10,000	1,572,650	1,561,780	46,876	499,749			832	500,581

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,082,384	1,026,022	1,026,022	870	10,000	1,572,650	1,561,780
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	11,017	11,017	11,017				
当期純利益						95,353	95,353
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	11,017	11,017	11,017			95,353	95,353
当期末残高	1,093,401	1,037,040	1,037,040	870	10,000	1,477,296	1,466,426

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	46,876	499,749			832	500,581
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		22,034				22,034
当期純利益		95,353				95,353
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,428	1,428
当期変動額合計		117,388			1,428	118,816
当期末残高	46,876	617,138			2,260	619,398

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	726,200	98,647
減価償却費	68,706	83,510
貸倒引当金の増減額( は減少)	28,509	25,563
受取利息及び受取配当金	128	37
支払利息	2,606	2,112
新株予約権発行費		5,727
固定資産除却損	143	
減損損失	241,810	5,135
新株予約権戻入益	1,692	66
売上債権の増減額( は増加)	37,628	2,660
たな卸資産の増減額( は増加)	26	4,496
未払金の増減額( は減少)	58,248	44,984
未払費用の増減額( は減少)	49,244	40,972
未払消費税等の増減額( は減少)	25,667	78,978
未払法人税等(外形標準課税)の増減額( は減少)	2,098	2,858
その他の資産の増減額( は増加)	23,871	97,636
その他の負債の増減額( は減少)	5,899	68
小計	397,122	255,756
利息及び配当金の受取額	128	37
利息の支払額	2,734	2,300
法人税等の支払額	2,290	3,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	402,018	250,483
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の償還による収入	20,000	
有形固定資産の取得による支出	11,573	5,780
無形固定資産の取得による支出	296,421	191,266
関係会社株式の取得による支出	30,000	
敷金の差入による支出	7,009	130
差入保証金の差入による支出	4,324	
差入保証金の回収による収入	10,408	
投資活動によるキャッシュ・フロー	318,921	197,176
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	200,000	41,666
長期借入金の返済による支出	116,528	50,380
新株予約権の行使による株式の発行による収入	366,385	
新株予約権の発行による収入		1,530
株式の発行による収入		22,000
新株予約権の発行による支出		5,727
財務活動によるキャッシュ・フロー	449,857	9,088
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	271,082	62,394
現金及び現金同等物の期首残高	551,637	280,555
現金及び現金同等物の期末残高	1 280,555	1 342,950

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・・・移動平均法による原価法

貯蔵品・・・個別法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

車両運搬具 2年

工具器具備品 5年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1年から5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費

支出時に全額費用として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表関係)

- 1 資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、供託している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 5月31日)	当事業年度 (平成28年 5月31日)
差入保証金	11,599千円	11,561千円
計	11,599千円	11,561千円

(損益計算書関係)

- 1 一般管理費に含まれている研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
研究開発費	101,474千円	35,140千円
計	101,474千円	35,140千円

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
工具、器具及び備品	143千円	千円
計	143千円	千円

- 3 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(減損損失の金額)

(単位：千円)

用途	場所	種類	金額
ゲーム 運営関連設備等	東京都目黒区	ソフトウェア	144,658
		ソフトウェア仮勘定	84,701
管理部門用設備等	東京都目黒区	ソフトウェア	12,450
合計			241,810

当社は、ゲーム運営関連設備等の固定資産については、コンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。また管理部門で使用する固定資産は全社資産としてグルーピングを行っておりますが、休止資産については、個々の資産をグループとしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるコンテンツ又はゲームに関連する資産について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額144,658千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当初想定していた収益が見込めなくなったコンテンツ又はゲームに関連する資産について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84,701千円を減損損失として特別損失に計上しております。

管理部門の資産で将来の使用が見込まれない資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額12,450千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、ゲーム運営関連設備等の固定資産については、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。また、管理部門用設備等の回収可能価額は将来の使用が見込まれないことから、零として算定しております。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

重要な減損損失はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,256,100	206,500		2,462,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加理由は、以下の通りであります。

新株予約権の行使に伴う増加 206,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	47,000			47,000

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第11回ストックオプションとしての 新株予約権						163
第16回ストックオプションとしての 新株予約権						669
第17回新株予約権	普通株式	206,500		206,500		
合計		206,500		206,500		832

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第11回、第16回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,462,600	10,000		2,472,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加理由は、以下の通りであります。

新株予約権の行使に伴う増加 10,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	47,000			47,000

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第11回ストックオプションとしての 新株予約権						163
第16回ストックオプションとしての 新株予約権						602
第18回新株予約権	普通株式		200,000	10,000	190,000	665
第19回新株予約券	普通株式		200,000		200,000	580
第20回新株予約券	普通株式		100,000		100,000	250
合計			500,000	10,000	490,000	2,260

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第11回、第16回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当事業年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
現金及び預金	280,555千円	342,950千円
現金及び現金同等物	280,555千円	342,950千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

敷金は、本社等の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

長期未収入金は、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

短期借入金、長期借入金ともに、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

営業債務である未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	280,555	280,555	
(2) 売掛金	28,557		
貸倒引当金(*2)	705		
	27,851	27,851	
(3) 未収入金	290,715	290,715	
(4) 敷金	63,971	33,696	30,275
(5) 長期未収入金	156,517		
貸倒引当金(*3)	92,535		
	63,981	63,981	
資産計	727,074	696,799	30,275
(6) 短期借入金	(200,000)	(200,000)	
(7) 未払金	(117,389)	(117,389)	
(8) 長期借入金(*4)	(50,380)	(50,336)	43
負債計	(367,769)	(367,726)	43

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*4) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金

敷金は、主に本社の賃貸借に伴うものであります。時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金は、回収状況に懸念のある回収先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 短期借入金及び(7) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	280,354			
売掛金	28,557			
未収入金	290,715			
敷金			33,999	

(\* ) 長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	50,380			

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

敷金は、本社等の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

長期未収入金は、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

短期借入金、長期借入金ともに、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

営業債務である未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年 5月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	342,950	342,950	
(2) 売掛金	23,423		
貸倒引当金(*2)	215		
	23,207	23,207	
(3) 未収入金	276,510	276,510	
(4) 敷金	59,368	34,129	25,239
(5) 長期未収入金	29,499		
貸倒引当金(*3)	29,499		
資産計	702,036	676,797	25,239
(6) 短期借入金	(241,666)	(241,666)	
(7) 未払金	(72,619)	(72,619)	
負債計	(314,285)	(314,285)	

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金

敷金は、主に本社の賃貸借に伴うものであります。時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金は、回収状況に懸念のある回収先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 短期借入金及び(7) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	342,793			
売掛金	23,423			
未収入金	276,510			
敷金			34,129	

(\* ) 長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成27年5月31日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は30,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、記載しておりません。

また、関連会社株式はありません。

当事業年度(平成28年5月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は30,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、記載しておりません。

また、関連会社株式はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る資産計上額及び科目名

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
現金及び預金	千円		1,530千円	

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
特別利益の新株予約権戻入益	1,692千円		66千円	

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成22年3月10日	平成22年9月15日	平成23年1月14日	平成24年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社従業員 3名 当社顧問等 2名
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 31,000株	普通株式 20,500株	普通株式 31,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成22年4月1日	平成22年10月1日	平成23年2月1日	平成24年7月31日
権利確定条件	付与日(平成22年4月1日)以降、権利確定日(平成25年3月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年10月1日)以降、権利確定日(平成25年9月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成23年2月1日)以降、権利確定日(平成26年1月31日)まで継続して勤務していること。	(注)1
対象勤務期間	平成22年4月1日 ~ 平成25年3月31日	平成22年10月1日 ~ 平成25年9月30日	平成23年2月1日 ~ 平成26年1月31日	
権利行使期間	平成25年4月1日 ~ 平成29年3月31日	平成25年10月1日 ~ 平成29年9月30日	平成26年2月1日 ~ 平成30年1月31日	平成24年7月31日 ~ 平成29年7月30日

(注)1 (1)本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。

(b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。

(2)本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金2,000円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

(3)上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

- (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- 2 平成25年12月1日付株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成25年12月1日付株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数 (単位：株)

決議年月日	平成22年3月10日	平成24年7月13日日
権利確定前		
期首		90,000
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		90,000
権利確定後		
期首	1,000	
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	1,000	

単価情報 (単位：円)

決議年月日	平成22年3月10日	平成24年7月13日
権利行使価格	1,480	800
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価	16,374	669

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	544,844千円	522,502千円
減損損失	66,706千円	47,707千円
ソフトウェア減価償却費	10,018千円	13,596千円
貸倒引当金	29,926千円	9,100千円
その他	14,005千円	7,914千円
小計	665,501千円	600,821千円
評価性引当額	665,501千円	600,821千円
繰延税金資産合計		

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載して おりません。	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されな い項目		0.59%
住民税均等割等		3.34%
評価性引当額の増減		65.55%
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正		33.90%
その他		2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率		3.34%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年6月1日以降に解消されるものに限る)に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年6月1日に開始する事業年度及び平成29年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、この変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

本社の建物の賃貸契約に伴う原状回復義務について、当該賃借契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	272,593千円	インタラクティブ事業
株式会社ディー・エヌ・エー	285,552千円	インタラクティブ事業

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Inc.	706,186千円	インタラクティブ事業
Apple Inc.	649,730千円	インタラクティブ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

当社は単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

当社は単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)

(単位：千円)

種類	氏名	職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び個人主要株主等	計和友紀	当社取締役			不正による会社資金流出	28,554	長期未収入金(注)	28,554

- (注) 1.平成27年 6月19日「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に開示しております当社元取締役のキックバック等の不正な取引によるものであり、その金額は28,554千円であります。  
2.長期未収入金に対し28,554千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において28,554千円の不正関連損失を計上しております。  
3.計和友紀氏は平成27年4月3日に当社取締役を辞任しております。

当事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ケイブシステムズ	東京都目黒区	30,000	情報処理サービス業	所有直接 100%	役員の兼任 役務の提供 役務の受入 建物の賃貸 資金の借入	業務の受託 業務の委託 建物の賃貸(注1) 資金の借入 利息の支払(注2)	4,302 25,628 714 25,000 208	未払金	1,816

- (注) 1.建物の賃貸については近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃貸料金額を決定しております。  
2.資金の借入の利息の支払については、市場金利等を勘案して借入金利を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
1株当たり純資産額	206円88銭	1株当たり純資産額	254円43銭
1株当たり当期純損失	306円06銭	1株当たり当期純利益	39円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	39円41銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	728,658	95,353
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	728,658	95,353
普通株式の期中平均株式数(株)	2,380,760	2,419,644
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
普通株式増加数(株)		190
(うち新株予約権)(株)	( )	(190)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	56,635	101		56,737	23,259	5,430	33,477
車両運搬具		899		899	299	299	599
工具、器具及び備品	193,333	4,993	89,514	108,812	97,197	9,786	11,614
			(2,604)				
有形固定資産計	249,969	5,994	89,514	166,449	120,756	15,516	45,692
			(2,604)				
無形固定資産							
商標権	13,411			13,411	11,053	676	2,358
ソフトウェア	1,120,255	11,929	472,220	659,963	587,874	67,317	72,088
			(11)				
ソフトウェア 仮勘定		186,894	9,213	177,680			177,680
			(2,519)				
その他	630			630			630
無形固定資産計	1,134,297	198,823	481,434	851,686	598,928	67,993	252,758
			(2,530)				

(注) 1. 当期の増加額の主な内容

ソフトウェアの増加額は、事業用のソフトウェア6,694千円であります。

ソフトウェア仮勘定の増加額は、事業用のソフトウェア177,680千円であります。

2. 当期の減少額の主な内容

工具、器具及び備品の主な減少額は、事業用の備品の除却及び減損89,514千円であります。

ソフトウェアの主な減少額は、事業用のソフトウェアの除却及び減損472,220千円であります。

ソフトウェア仮勘定の主な減少額は、事業用ソフトウェアへの振替6,694千円、減損損失の計上額2,519千円  
であります。

なお、当期減少額のうち( )内の内書きは減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	241,666	1.47	
1年以内に返済予定の長期借入金	50,380			
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
合計	250,380	241,666		

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	93,241	1,160	63,981	705	29,715

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる取崩し額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	156
預金	
当座預金	38,508
普通預金	298,085
定期預金	5,000
定期積金	1,200
小計	342,793
合計	342,950

b 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	14,124
KDDI株式会社	5,727
株式会社ブシロード	1,129
ソフトバンクモバイル株式会社	792
Apple Inc.	465
その他	1,182
合計	23,423

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ — $\frac{(B)}{366}$
28,557	271,055	276,189	23,423	92.2%	35日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

品名	金額(千円)
書籍	2,376
C D	388
グッズ・その他	1,776
合計	4,541

d 貯蔵品

品名	金額(千円)
切手・収入印紙・官製葉書	178
部品	2,144
合計	2,322

e 未収入金

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	140,331
Google Inc.	70,680
グリーン株式会社	27,086
株式会社ディー・エヌ・エー	17,112
株式会社DEGICA	8,909
その他	12,390
合計	276,510

f 敷金

相手先	金額(千円)
三井不動産株式会社	56,088
株式会社日本プロパティソリューションズ	3,150
その他	130
合計	59,368

流動負債

a 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社横浜銀行	200,000
株式会社東日本銀行	41,666
合計	241,666

b 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社D2CR	21,150
GMOインターネット株式会社	7,346
KLab株式会社	4,104
株式会社廣洋社	3,499
H・D・CLEAR株式会社	2,397
その他	34,121
合計	72,619

c 未払費用

相手先	金額(千円)
社員(賞与)	19,663
日本年金機構	6,238
玩具人形健康保険組合	3,720
社員(給与)	2,015
渋谷都税事務所	2,887
その他	5,387
合計	39,913

d 未払消費税等

相手先	金額(千円)
目黒税務署	68,081
合計	68,081

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	509,422	1,082,364	1,702,908	2,344,940
税引前四半期(当期)純利益又は四半期純損失(千円)	60,103	14,293	75,149	98,647
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(千円)	60,926	15,940	72,679	95,353
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失(円)	25.22	6.60	30.06	39.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(円)	25.22	18.62	36.59	9.36

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	5月31日、11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の状況	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に記載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.cave.co.jp/ir/koukoku.html">http://www.cave.co.jp/ir/koukoku.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書

事業年度 第21期(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)平成27年8月28日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

事業年度 第21期(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)平成27年8月28日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書、及び確認書

第22期第1四半期(自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)平成27年10月14日関東財務局長に提出

第22期第2四半期(自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日)平成28年1月13日関東財務局長に提出

第22期第3四半期(自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日)平成28年4月13日関東財務局長に提出

#### (4) 四半期報告書の訂正報告書、及び確認書

第21期第1四半期報告書に係る訂正報告書 平成27年6月26日関東財務局長に提出

第21期第2四半期報告書に係る訂正報告書 平成27年6月26日関東財務局長に提出

第21期第3四半期報告書に係る訂正報告書 平成27年6月26日関東財務局長に提出

#### (5) 有価証券届出書、及びその添付書類

新株予約権発行 平成27年7月23日関東財務局長に提出

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(5)の有価証券届出書に係る訂正届出書 平成27年7月31日関東財務局長に提出

#### (7) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 平成27年8月28日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 8月30日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成28年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ケイブが平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。